



**新潟県条例第54号**

新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例

新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正前		改正後	
<b>別表第1（第8条、第10条関係）</b>			
区分	単位	基準額（円）	
		大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等
(略)			
大会議室	1時間まで 1室につき	3,260	2,720
	1時間を超え 3時間まで 1室につき	4,900	4,090
	3時間を超える 1時間 1室につき	3,260	2,720
	基本額		
	加算額		
小会議室	1時間まで 1室につき	1,630	1,360
	1時間を超え 3時間まで 1室につき	2,440	2,040
	3時間を超える 1時間 1室につき	1,630	1,360
	基本額		
	加算額		
備考（略）			
<b>別表第2（第8条、第10条、第13条関係）</b>			
(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）			
区分	単位	使用料（円）	
		大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等
備考（略）			
		大人（高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者及び障害者等

		者及び障害者等を除く。)	障害者等
プール施設	通常使用	690	560
	3か月券による使用	12,440	10,180
	半年券による使用	19,920	16,290

備考 (略)

(2) プール施設の使用方法 (専用使用の場合)

区分	単位	使用料 (円)	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
プール施設	9 コースまで使用する場 合 1 コースあたり 1 時間に	営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的とする場合
		営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的とする場合
		アマチュアスポーツに使用する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合
		アマチュアスポーツに使用する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合
		2,520	7,530
		3,760	11,310
		20,110	30,160

		者及び障害者等を除く。)	障害者等
プール施設	通常使用	580	470
	3か月券による使用	10,370	8,490
	半年券による使用	16,600	13,580

備考 (略)

(2) プール施設の使用方法 (専用使用の場合)

区分	単位	使用料 (円)	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
プール施設	9 コースまで使用する場 合 1 コースあたり 1 時間に	営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的とする場合
		営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的とする場合
		アマチュアスポーツに使用する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合
		アマチュアスポーツに使用する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合
		2,100	6,280
		3,140	9,430
		16,760	25,140



